

令和 8 年第 2 回三股町農業委員会総会審議結果

日程第 5

議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について

可決（ 6 ）

日程第 6

議案第 6 号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第 7

議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の許可について

可決（ 1 ）

日程第 8

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

可決（ 5 ）

日程第 9

議案第 9 号 令和 7 年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 1 ）

日程第 1 0

議案第 1 0 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農
用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 5 0 ）

日程第 1 1

議案第 1 1 号 令和 8 年度標準農作業料金及び賃金表の決定について

可決（ 1 ）

令和8年第2回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 2月27日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 2月27日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉 休幸
2番委員	下石 昭廣
3番委員	内村 介貞
4番委員	中石 均
6番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 上村 陽一 兒玉 道郎

欠席者 5番委員 馬渡 芳文

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和8年第2回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は馬渡委員が欠席ですが、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の上村陽一さんと兒玉道郎さんが会議に出席し、担当区域における説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に1番委員の小倉休幸さん、4番委員の中石均さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第4号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計13件22筆19,830㎡、うち田が16筆12,670㎡、畑が6筆7,160㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法による合意解約が3頁3番から4頁10番、旧基盤法機構法による合意解約が5頁5番から6頁9番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第5号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号9番、受付年月日：令和8年2月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字宮脇 4714 番 1 他 2 筆、地目：田、合わせて 2,962 m²、所有権移転（売買）となっております。受人は、奥様と息子さん3人で水稻を中心に 46,985 m²を耕作され、農機具はトラクター2台、コンバイン1台を所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号9番は2月25日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇地区に住んでいて水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力、農作業に従事する家族は3名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号10番、受付年月日：令和8年2月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇、申請地 餅原字徳舛 1783 番他 2 筆、地目：田、合わせて 1,115 m²、所有権移転（売買）となっております。受人は奥様と2名で、50年農業に従事され、水稻と飼料稲を中心に 240,153 m²を耕作し、農機具はトラクター8台、コンバイン3台、田植機、ロールベアラー、集草機、反転機を各2台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のす

べての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号10番につきましては2月25日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内在住で水稻や和牛繁殖を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力、農作業に従事する家族は4名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号11番、受付年月日：令和8年2月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 宮村字甲斐元1046番、地目：田、804㎡、所有権移転（売買）となっております。受人は、水稻を中心に20,646㎡を耕作し、農機具はトラクター2台、コンバイン、田植機を各1台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（上村 陽一）

受付番号11番につきましては、2月25日に第2ブロック委員2名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は水稻を中心に林業も営む認定農家です。農地は全て耕作されており、農機具も充実し、農作業に従事する家族は3名です。今回譲渡人の離農に伴って増産を図るものです。周りの状況から集積されて効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可

相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号12番、受付年月日：令和8年2月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 樺山字蔵元2782番1、地目：畑、454㎡、所有権移転（売買）となっております。受人は新規就農で、営農計画書が提出されており、ご主人と息子さん3名で甘藷の栽培を計画されています。農機具はトラクター、草刈機、噴霧機、軽トラックを各1台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号12番につきましては、2月24日に第2ブロック委員4名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は申請地手前に住まいで、夫は病院勤務で休日は手伝いを貰いながら申請地に甘藷を作付け、出荷先はJA宮崎を予定との事でした。農業用機械、トラクター、草刈機など所有で、農作業に従事する家族は3名です。状況から見ても効率的に利用されると見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号13番、受付年月日：令和8年2月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 蓼池字山野牟田2504番1、地目：田、928㎡、所有権移転（売買）

となっております。受人は、水稻を中心に 147,058 m²を耕作し、農機具はトラクター4台、田植機、コンバインを各1台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号13番につきましては、2月25日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内在住で水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械も充実し、農作業に従事する家族は2名です。周辺の農地も〇〇さんが耕作され効率的に利用できると思えます。農地の拡大を図るための所有権の移転です。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号8番から13番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号8番から13番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第6、議案第6号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてでございます。合計1件2筆1,610 m²、田が2筆1,610 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第6号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてご説明いたします。

総会資料13頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号2番、受付年月日：令和8年2月10日、転用事業者：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、土地の所在地につきましては既に転用許可申請を受けている樺山字塚下5754番1と今回新たに5条にて追加申請をしている樺山字塚下5755番2の2筆、登記地目：田、面積：1,610㎡です。事業変更の内容については転用目的蓄電所に変更はないのですが、令和7年10月29日に許可を取得した当初の計画に隣接地の樺山字塚下5755番2の田、329㎡の1筆を追加し事業を行うものとなっております。理由としましては隣接地である(5755-2)の所有者より売買の申入れがあった事と転用事業者としても安全かつ効率的な蓄電所稼働を考慮すると、鉄道から離して設備を設置したいという意向がありましたので、今回事業計画変更に至ったものです。追加で取得する樺山字塚下5755番地2については、議案第8号農地法第5条でご説明いたします。事業計画変更については以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第6号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について受付番号2番を承認することに賛成に方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第6号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について受付番号2番について承認することに決定いたしました。続きまして日程第7議案第7号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件1筆1.58㎡、畑が1筆1.58㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第7号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料15頁1番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号1番、受付年月日：令和8年2月10日、申請人：〇〇〇〇、申請地：樺山字葛掛1150番地、登記地目：畑、面積：1,251㎡のうち1.58㎡です。営農型太陽光発電設備の一時転用となります。農地区分は第1種農地、転用目的は、一時転用

による営農型太陽光発電設備です。こちらは三年前に一時転用の許可を得ており、今回その許可が期間満了する為、許可期間3年の更新を行うための申請になります。こちらの農地は10ha以上の農地の連担である事から第一種農地に区分されますが、許可の例外規定である一時転用に該当する為、許可相当と判断いたします。尚、太陽発電のパネル下では〇〇さんがセンリョウを栽培しており営農状況については、毎年2月に実績報告を提出していただいております。収量は年間で波があり、最近台風や猛暑で収穫が落ち込みましたが、適切な指導を受け管理すれば目標収量を達成できると普及センター方からも意見書を頂いているので、特に問題ないものと思われまます。4条申請については以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号1番は2月24日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。申請人は現在農業を営営しており、申請地の農地を営農型太陽光発電施設として一時転用されております。今回3年に一度の更新という事で申請されたものです。申請地を現地確認しましたら、太陽光パネルの下にセンリョウを綺麗に栽培されており、周辺の草刈なども管理もきちんとされておりました。特に被害防除等、問題なく許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請の許可について受付番号1番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号1番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第8、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計5件6筆3,699㎡、田が1筆329㎡、畑が5筆3,370㎡でございます。詳細につき

ましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料17頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号4番、こちらは議案第6号の農地転用許可後の事業計画変更、受付番号2番に関連するものです。受付年月日：令和8年2月10日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字塚下5755番2、登記地目：田、面積：329㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は蓄電所となっており、事業計画変更申請にありましたように、隣接地である樺山字塚下5754番1、田、1,281㎡と合わせて蓄電所として利用するものです。資金計画は自己資金となっており、こちらの農地は第1種住居区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号4番は2月24日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。先ほどから説明がありますように事業計画変更という事で追加の5条申請になりました。令和7年10月29日に蓄電所として許可を得ていましたが、隣接する土地、樺山字塚下5755番地2の相続登記が完了した為、相続人より売買の申入れがあり、検討した結果譲受人としても安全かつ効率的な蓄電所稼働を考慮すると、鉄道から離して設置したい意向があり、今回申請したものであります。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号5番、受付年月日：令和8年2月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字高見1518番地1、地目：畑、面積：497㎡です。受人は渡し人〇〇〇〇さんの息子さんにあたる為、贈与による所有権移転となります。転用目的は一般個人居宅1棟、資金計画は借入となっております。こちらの農地は10ha以上の農地の連担がある事から第1種農地に区分されますが、許可の例外規定である集落接続にあたる事から許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号5番は2月24日に第2ブロック委員4名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は現在、アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、一般個人住宅の建設を計画していました。受人の勤務先に近い地域で宅地を探しておりましたが、地権者との交渉が折り合わず取得には至りませんでした。そのため、母である譲渡人が所有する申請地を譲り受けることになりました。申請地に一般個人住宅を建設する目的で本申請を行うものです。宅地造成を計画するにあたり、周囲にはブロック塀で囲み、他の畑に営業がないようにします。生活排水については合併浄化槽を設置し東側道路の既設側溝に排水し、雨水については雨水桝を設置し東側の既設側溝に排水し他に被害を与えないようにします。以上により、立地基準、一般基準を満たすことにより、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号6番、受付年月日：令和8年2月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字栗原3515番地7、外1筆、地目：畑、面積：2,015㎡です。売買による所有権移転で、転用目的につきましては貸事業用地となっており、受人は申請地を買受け、造成し〇〇〇〇〇〇〇〇に放課後児童クラブの用地として賃貸するものです。資金計画については自己資金となっており、こちらの農地は第1種住居区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号6番は2月24日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇の職員であります。申請地西側において、放課後児童クラブを運営していますが、現在の敷地では子供たちが野外で遊べるスペースがなく、また、雨天時にボール遊びが出来るホールが

事務局

受付番号8番、受付年月日：令和8年2月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字出水1335番地6、地目：畑、面積：755㎡です。売買による所有権移転で、転用目的につきましては駐車場と一般資材置場となっております。資金計画は自己資金となっております。こちらの農地につきましては、農地法施行規則第44条第2号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号8番は2月24日に第2ブロック委員4名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は申請地東に住まいでゴミ収集の業務展開をしていますが手狭になっている事と隣接者が高齢の為、土地処分の相談があり駐車場並びに一般資材置場として計画した。申請において三股町への一般廃棄物の持ち込みはない。産業廃棄物の持ち込み積み下ろし保管はない。土地を造成するにあたり、隣接する土地境界を控えて盛土を計画して隣接者への土砂流出に努め施工する。表土は剥ぎ取り戻し盛土をする。雨水は地下浸透及び表面排水を経て既設西側溝へ排水。以上により、立地基準、一般基準を満たすことにより、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号4番から8番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号4番から8番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9議案第9号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第9号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求め

るもので、総会資料が19頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第9号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第9号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第10議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計8件24筆26,300㎡、うち田が22筆24,380㎡、畑が2筆1,920㎡でございます。利用権設定につきまして合計42件81筆83,810㎡、うち田が53筆42,460㎡、畑が28筆41,350㎡でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料21頁9番から22頁16番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料23頁58番から31頁99番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料21頁9番から22頁16番まで、利用権設定に関する総会資料

23頁58番から31頁99番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(溝口 良信)

挙手全員ですので、議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。続きまして日程第11、議案第11号令和8年度標準農作業料金及び賃金表の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第11号令和8年度標準農作業料金及び賃金表の決定についてでございます。農作業料金及び賃金表につきましては、総会資料の33頁を御覧下さい。内容につきましては、今月の全体協議会で説明をさせていただきましたが、県普及センターの情報を受け、関係組織との協議の上での料金表となっております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長(溝口 良信)

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長(溝口 良信)

ないようですから、議案第11号令和8年度標準農作業料金及び賃金表の決定について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(溝口 良信)

挙手全員ですので、議案第11号令和8年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。2月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(溝口 良信)

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重

審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第2回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時